

# ●教育と法

教育  
研究

## 1 事案の概要

原告Xは、昭和50年に被告Y県に採用され、平成24年6月に後述する本件懲戒免職処分を受けるまでの約37年間、教員として勤務してきた者である。

### 第10回 不祥事からの時間経過と処分の相当性

星野 豊（筑波大学准教授）

教員の言動が、法律上あるいは教育上明らか  
な不祥事に該当する場合、相当の処分を受ける

に、処分の相当性の基準自体が変わらぬかも問  
題となつてくる。

べきことは当然であるが、当該処分の相当性に  
ついて考える場合には、発生した不祥事との関  
係だけでなく、その他の事情や平常の勤務成績  
が事実上加味されることとなる。そうすると、  
不祥事から長い年月を経て事態が明らかになつ  
た場合には、発覚までの事情や勤務状況を、処  
分に際してどこまで考慮すべきかが問題となる  
ほか、不祥事が発生した当時と現在とで、当該  
不祥事に対する社会的非難の程度が異なる場合

本稿では、教員が在学中の生徒との性的関係  
を継続していた事実が、事態から20年以上を経  
て発覚した場合における、当該教員に対する処  
分の相当性が争われた、福島地裁平成28年6月  
7日判決・平成26年（行ウ）5号事件、および、  
その控訴審である仙台高裁平成28年11月30日判  
決・平成28年（行コ）13号事件を取り上げ、教

料を請求し、第三者Dの仲介により、XがBお  
よびCに慰謝料50万円を支払うこと等を内容と  
する和解が成立した。なお、Xは、本件関係当  
時から婚姻しており妻との間に子どももいた  
が、BがXの妻に本件関係を告げるなどしたこ  
とから、平成3年に、Xが慰謝料500万円を  
妻に支払い、子の親権者を妻とする協議離婚が  
成立した。

Bは、前記和解の後、Xに対して長らく連絡  
を取つていなかつたが、平成19年頃、Xの再婚  
あり方について考えてみる。

後の妻に対し連絡を取り、慰謝料1000万円を請求した。また、Cは、平成24年1月、Xに対し慰謝料1000万円ないし3000万円を請求した。

Bは、平成24年2月、Y県教委に対して、Xとの間で在学中本件関係にあつたことを告発した。Xは、Y県教委からの事情聴取に対し、Bとの間で本件関係があつたことを一切否定しない旨が記載された書面を提出した。

Y県教委は、同年6月、Xに対し、Bとの間で本件関係にあつたことは教育公務員としての信頼を著しく傷つける行為であるとして、懲戒免職処分および退職金不支給処分を科した（以下、「本件懲戒免職処分」という）。本件は、XがYに対し、本件懲戒免職処分が違法であるとして、同処分の取消を求めたものである。

## 2 裁判所の判断

### 【第一審判決】請求認容（本件免職処分取消）

「Xは、県立高校の教員であつて、妻子を有する成人男性であつたにもかかわらず、部活動で

指導するBと約2年5か月にわたり性的関係を持ったものであることからすれば、……全体の奉仕者たる教員として執るべき行動と相容れない行為であり、これにより、国民の公教育に対する信頼を著しく失墜させたことは明らかである。」

### 【控訴審判決】原判決取消、Xの請求棄却

また、「教育公務員の立場及びXが本件行為 당시に妻子を有していたことに鑑みれば、教員であるXが現に自らが指導している女子生徒との性行為を行つていてこと自体、非難されるべき行為であることは明らかである。また、……X自身も、Bとの関係が妻に暴露されることを恐れていたものであつて、XとBとの関係が、婚姻を前提とするような真摯な交際であるとは認め難い。」

しかしながら、「Xが本件行為について反省し、事後的にBに対して一定の慰謝料を支払つていること及び本件行為から20年以上の月日が経過したことなどの諸事情、特に、本件行為から長期間経過したことは、処分行政庁において、処分の内容を量定するに当たり十分に考慮すべきであつたというべきであるところ、これ

を十分に考慮したとは言い難く、「重きに過ぎず社会通念上著しく妥当性を欠いた処分であるといわざるを得ず、裁量権を濫用したものとして違法であると解するのが相当である。」

「Xは、Bから相談される過程で、Bが両親の不和など家庭の問題で悩んで、寂しい思いをしてくれる人としてXを慕うようになつたことを知っていたのであるから、心身はもとより社会的にも未熟なBが求めていたのは、その両親や教師など、身近な大人の優しさや思いやりであり、性交渉ではないことはあまりにも明らかのことであつた。しかるところ、Xは、教師として、学業のみならず、学校教育の過程で生徒の心身の健やかな成長を支える立場にあり、Bが家庭で満たされない親の愛情に飢えていることを承知しながら、婚姻する気持ちなど全くないにもかかわらず性交渉を重ねたというのであるから、そこにはBの尊厳に対する配慮も愛情もないのであつて、基本的にXが自己の性的

欲望を満たすために本件非違行為に及んだといふほかはな」く、Xの本件行為は、「自己の性欲を満たすためにBの尊厳を無視して性交渉を持つ」というY県青少年健全育成条例違反に相当す

とはいえば、Y教育委員会がその裁量権の範囲を逸脱し、又はこれを濫用したものという」とはできない。」

### 3 問題点の検討

長の妨げになる行為を繰り返したものであり極めて悪質な行為といわなければなら」ないとこ  
ろ、Xは、「X本人尋問において、1か月に1度程度の性交渉にすぎないとか、Bとの性的な關係を現在も非常に真摯で真面目で良い思い出であつたと認識していると述べるなど、本件非違  
行為の悪質性や重大性を真摯に受けとめている  
とは到底認め難い。」

本件で問題とされた教員と生徒との性的関係については、現在はもとより当時においても、厳しい社会的非難が寄せられることが想像に難くない。これは、教員が多くの生徒を評価するに際しての公平性に対して疑いが生ずることのほか、生徒の判断能力や批判能力が十分でない状態を教員が利用して、かかる関係を形成することが多いと考えられているからである。

を満たすためにBの尊厳を無視して性交渉を持つというY県青少年健全育成条例違反に相当する行為を行い、その後も同様の行為を2年5か月にもわたって多数回重ね、成長の過程にあつ

するに、教員の不祥事に対する処分の相当性に際しては、当該不祥事の直接の被害者の保護のみならず、教員の職務全般に対する社会全体からの信頼性が問題となるため、当該不祥事の関係者以外の利益をも、併せて考慮する必要があるわけである。

もつとも、現実の処分過程では、教員と生徒との性的関係が極度に私的な問題を含み、当該生徒の意向に反して事態を公にすることが、かえって当該生徒の利益に反することが懸念されることも与り、事実上、当該生徒と教員との關係がその後どのようなものとなつたかによつて処分の輕重に差が生じ、裁判所の判断もかかる差異を前提としている可能性がある。

以上のことより、〔本件非違行為は極めて悪質であつて、県民の学校教育に対する信頼を根底から覆す惡質極まりないものであるところ、〔本件懲戒免職処分が社会通念上著しく妥当を欠くものであるから、〔本件非違行為が発覚したのは平成24年2月であつて、その後遅滞なく本件懲戒免職処分が行われていることからすれば、本件徵職処分が行われていることからすれば、本件徵免職処分が社会通念上著しく妥当を欠くもの

従つて、法律上、未成年者との性的関係が犯罪を構成するのは、いわゆる青少年育成条例などで規定されている、自己の性欲の赴くままに關係を形成した場合に限られるが、教員に対する処分が相当とされる状況はこれよりもさらに広く、場合によつては、性的關係の相手方である生徒と円満な關係が形成されていたとしても、処分の必要性が認められることもありうる。要

例えば本件では、生徒自身が教委に対し教員との関係があつた事実を通報し、厳重な処分を求めたという事情があるところ、Xが参考裁判例として証拠提出した、佐賀地裁平成19年1月19日判決・平成18年（行ウ）2号事件、およびその控訴審である福岡高裁平成19年7月27日判決・平成19年（行コ）9号事件では、中学卒業直後の元生徒と教員との性的関係について、

教員が一時結婚の意図を持って相手方の両親と接触をしたこと、相手方生徒の結婚式にも招待されていてこと、教委に対して告発をしてきたのが元生徒でなく代理人と称する第三者であること等が認定され、教員に対する懲戒免職処分が裁量権の濫用として取り消されている。また、本件でも、Xが本件関係が形成された時に既婚者であり、Bと婚姻する意思がなかったことが、第一審でも控訴審でも判決中で摘示されていることからしても、当該不祥事の当事者間の関係が、処分の軽重に係る判断に対しても、事実上影響を及ぼしていることがうかがえる。

また、性的関係が教員と生徒との極私的な事項であり、多くの場合当該関係の存在自体が第三者に明らかにならない可能性があるとする

こと等が認定され、教員に対する懲戒免職処分が裁量権の濫用として取り消されている。また、本件でも、Xが本件関係が形成された時に既婚者であり、Bと婚姻する意思がなかったことが、第一審でも控訴審でも判決中で摘示されていることからしても、当該不祥事の当事者間の関係が、処分の軽重に係る判断に対しても、事実上影響を及ぼしていることがうかがえる。

書とか、XとBとの関係について周囲の生徒が噂として認識していた旨の他の生徒による陳述は、全てX側から提出されたため、性的関係の認定に全く支障がなかつたものと思われる。Xの本人尋問での応答から推測する限り、X自身は本件関係によってある程度の処分を受けることはあつても、懲戒免職処分を受けるまでは至らないものと予測していただようであるが、仮に懲戒免職処分を受けうると予測していいた場合には、自己に不利益となりうる証拠を任意に提出することは一切期待できなかつたはずであるから、Yにせよ裁判所にせよ、本件関係をはじめとする事実の認定については、多大な困難を極めていた可能性が否定できない。特に本件のように、Xに不利となる事実に関する証拠のほとんどがX側から提出されている状況では、本件関係が懲戒免職処分に該当しうること

他のXにとって事実上不利益となる証拠、すなはち、Xと当時の妻との間の離婚にかかる合意書とか、さらに、Xが現在の妻と結婚をする際に関係者間で生じた軋轢等を記した書簡等とかは、明瞭であると思われる。生徒が心身の不安定に際して行動が無軌道になりがちであることは、いつの時代でも生じうることであり、それが教員が応ずるか否かは、まさに教員としての職務上の倫理観にかかっている。学校の内部で生ずる不規則な人間関係の形成解消は、結果として学校制度自体に対する社会からの信頼感を損なうおそれのあるものであり、他人からの監視体制に頼ることのない、教育関係者による不斷の自己規律が求められるところであろう。本件控訴審判決に対しても、Xは、本件懲戒免職処分が重すぎる等と主張して最高裁に上告および上告受理申立をしたが、最高裁は特に理由を示すことなく上告棄却および上告不受理決定をし、控訴審の判断が確定した（最高裁平成29年6月13日決定・平成29年〈行ツ〉63号、平成29年〈行ヒ〉61号）。